

令和8年度 知立市有財産売払い 一般競争入札実施要領

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上でお申し込みください。

【入札参加申込み受付日時（持参又は郵送）】

令和8年10月 9日（金）から

令和8年10月15日（木）まで

持参の場合は市役所開庁日の午前9時から午後4時まで

郵送の場合は10月15日 午後4時までに 必着のこと

知立市

企画部 財務課

目 次

一般競争入札の流れ	3
1. はじめに	4
2. 土地の概要	4
3. 質問受付	5
4. 入札参加申込	5
5. 入札受付（入札書の提出）	7
6. 開札及び落札者の決定	7
7. 売買契約の締結	8
8. 禁止事項	8
9. その他の注意事項	9
知立市有財産売払い一般競争入札実施要領	10
入札参加申込書（様式第1）	14
誓約書（様式第2）	15
入札保証金申出書（様式第3）	17
役員等一覧表（様式第4）	18
委任状（様式第5）	19
入札保証金還付請求書（様式第6）	20
入札書（様式第7）	21
土地売買契約書（様式第8）	22
入札辞退申出書（様式第9）	25

一般競争入札の流れ

1. 入札の公告及び入札実施要領の配布開始

- ・ 令和8年9月17日（木） から



2. 質問受付 （P5）

- ・ 令和8年9月28日（月）から10月2日（金）午後4時まで
- ・ 令和8年10月8日（木）までに回答



3. 入札参加申込 （P5～P6）

- ・ 令和8年10月9日（金）から10月15日（木）午後4時まで（必着）



4. 入札書の提出 （P7）

- ・ 令和8年11月4日（水）から11月5日（木）午後4時まで



5. 開札及び落札者の決定 （P7）

- ・ 令和8年11月6日（金）午前10時から



6. 売買契約の締結 （P8）

- ・ 令和8年11月13日（金）までに契約締結



7. 売買代金の支払い

- ・ 売買契約締結の日から40日以内にお支払い



8. 所有権移転登記

- ・ 令和8年12月28日（月）までに所有権移転登記

1. はじめに

- 知立市の市有財産を一般競争入札により売却いたします。
- 一般競争入札による売却とは、入札参加資格のある購入希望者全ての方々を対象にした入札方法であり、有効な入札を行った方のうち、入札書に記載された金額が知立市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札された方に購入していただく方法です。
- この入札に参加するためには、事前の申込みが必要となります。
- 入札に参加を希望される方は、この「一般競争入札実施要領」をよくお読みの上、お申し込みください。

2. 土地の概要

- 売払い市有財産

所在地	登記地目	登記簿地積（㎡）
知立市山屋敷町東山１１番２２	宅地	１６１．１８

※ 詳細については、別紙「物件調書」を参照してください。

なお、別紙「物件調書」は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件のすべてを説明したものではありませんので、ご注意ください。

※ 引渡しは現況有姿のまま行います。物件調書の内容が現況と相違している場合でも、現況を優先としますのでご了承ください。

- 最低売却価格

金 ２２，２４３，０００ 円

3. 質問受付

○ 受付について

期 間 : 令和8年9月28日(月)午前9時 ~ 10月2日(金)午後4時

方 法 : 以下の質問受付フォームから提出

質問受付フォーム

<https://logoform.jp/f/2lPr7>



受付期間外は質問受付フォームにアクセスすることはできません。

○ 質問に対する回答

日 時 : 令和8年10月8日(木)までに回答

方 法 : 質問者に対して書面又は電子メールにて回答します。また、市ホームページへの掲載も行います。

○ 注 意 点

(1) 口頭、電話、メール等での質問には応じることはできません。

(2) 質問に対する回答は、土地売払い条件の一部となる場合があります。

4. 入札参加申込

入札に参加を希望される方は、必ずこの申込みを行ってください。

○ 受付期間

期 間 : 令和8年10月9日(金)から10月15日(木)まで

時 間 : 市役所開庁日の午前9時から午後4時まで

場 所 : 知立市役所 本庁舎4階 企画部財務課(25番窓口)

○ 受付方法

持参又は郵送にて提出してください(電子メールは不可)。

郵送の場合は、一般書留、簡易書留、レターパックプラス(レターパックライトは不可)のいずれかで、令和8年10月15日(木)午後4時必着となるよう送付してください。受付期間終了後の申込書類はお受けできません。

送付先の住所は最終ページ(P26)に記載しています。

○ 提出書類

- (1) 入札参加申込書（様式第1）
- (2) 誓約書（様式第2） ★
- (3) 入札保証金申出書（様式第3）
- (4) 会社の概要・パンフレット等 <個人の場合は不要> ★
- (5) 役員等一覧表（様式第4）<個人の場合は不要> ★
- (6) 返信用封筒 <郵送で提出する場合のみ。切手貼付のこと>
- (7) 代理人が提出する場合は、委任状（様式第5） ★

※ 共同で申し込む場合は、構成員の全員について、★印の書類を提出してください。

※ 郵送で提出する場合は、市から入札保証金の納付書をお届けしますので、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒の宛先欄に申込者の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼り付けてください（返信内容物は50グラム以内です）。

○ 入札保証金の納付

入札保証金として、120万円以上の納付が必要です。

入札保証金は、開札の後、入札保証金還付請求書（様式第6）によりご返金いたします。

入札参加申込受付時に納付書をお渡ししますので、令和8年10月30日（金）までに、知立市役所1階指定金融機関窓口又は次の金融機関で納付してください。

岡崎信用金庫、碧海信用金庫、あいち中央農協、三十三銀行、豊田信用金庫、
あいち銀行、西尾信用金庫、名古屋銀行、愛知中央信用組合

○ 共有とする場合

二者以上の方が共有で所有権を取得される場合は必ず共同入札者としてお申し込みください。この場合、申込み以降は代表者の方で手続きを行うことが可能です。

○ 暴力団の排除について

入札参加者が暴力団関係者でないことを愛知県警察本部に照会することとしておりますので、あらかじめご承知おきください。

○ 入札の辞退

入札書を提出する前であれば入札の辞退が可能です。入札を辞退される場合は、必ず入札辞退申出書（様式第9）を持参又は郵送（一般書留、簡易書留、レターパックプラス（レターパックライトは不可）のいずれか）にて提出してください。

5. 入札受付（入札書の提出）

○ 受付期間

期 間：令和8年11月4日（水）から11月5日（木）まで

時 間：午前9時から午後4時まで

場 所：知立市役所 本庁舎4階 企画部財務課（25番窓口）

○ 入札書の受付方法

持参のみ。

※入札書は持参による受付のみとし、その他の方法により提出された入札書は無効とします。

○ 提出書類

（1）入札書（様式第7） **※押印必須**

（2）封筒（封筒に入札書を封入のうえ、封緘してください）

※封筒の表に「令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札 入札書在中」と朱書きしてください。

（3）入札保証金納付書の領収書の写し

（4）入札保証金還付請求書（様式第6）

※できる限り速やかに還付を行うために事前に提出していただくものです。

（5）代理人が提出する場合は、委任状（様式第5）

6. 開札及び落札者の決定

○ 開札日時

開札日：令和8年11月6日（金）

時 間：午前10時から

場 所：知立市役所 本庁舎3階 302・303会議室

○ 注意点

（1）入札参加者は、開札に立ち会うことができます。

（2）落札者は、有効な入札を行った方のうち、入札書に記載された金額が知立市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札された方とします。

（3）開札した結果、落札者が決定した場合は、その方の氏名（法人の場合はその名称）及び入札書記載金額をその場で発表します。

（4）落札者が当日不在であった場合は、お電話等にてご連絡いたします。

（5）事後に、落札者（法人の場合のみ）及び落札価格を公表することがあります。

7. 売買契約の締結

○ 契約の締結

落札者は、土地売買契約書（様式第8）により、令和8年11月13日（金）までに契約を締結していただきます。入札の参加者は、契約書の内容をご理解いただいたうえで入札に参加してください。

正当な理由なく契約をされない方は、今後知立市が行う同様の入札に参加できなくなる可能性があります。また、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は市に帰属します。

○ 契約保証金の納付

落札者の方は売買契約を締結すると同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付していただく必要があります。

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

○ 契約に要する費用

契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担となります（収入印紙の金額は契約金額により異なります）。

○ 売買代金

売買代金は、売買契約締結の日から40日以内にお支払いください。すでに納付いただいている契約保証金は、その全額が売買代金に充当されます。

○ 所有権移転及び引渡し

物件の所有権移転及び引渡しの時期は、売買代金の支払い完了時となります。所有権移転登記については、落札者の責任において令和8年12月28日（月）までに行ってください。

8. 禁止事項

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所としての用に供してはいけません。

また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は貸借してはいけません。

9. その他の注意事項

- 現地説明会は行いません。必ずご自身で現場の確認をしてください。現場確認をされる際は、地域住民の迷惑にならないようにご配慮ください。また、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 落札者への土地の引渡しは、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他土地に存するものすべてを含め、引渡し時点における現況有姿により行います。落札者は、物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできません。
- 落札者は、売買契約締結後、土地に種類、品質、数量その他契約の内容に適合しない状態を発見した場合であっても、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除その他一切の請求を行うことができません。ただし、落札者が個人（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者）である場合にあっては、土地の引渡しの日から2年間は、この限りではありません。
- 土地を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築確認や宅地開発は、建築基準法及び知立市の条例等に基づき指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために知立市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 土地の権利取得を二者以上の共有とする場合は、入札参加申込の段階で共同入札者としてお申し込みください。この場合、入札参加申込以降の手続きは、代表者の方で行うことが可能です。
- 入札保証金などの納付は、安全のため、できる限りお取引のある金融機関等の窓口で、ご本人の口座等からの振り込みにより納付されることをお勧めいたします。知立市役所1階指定金融機関窓口などで直接納付される場合は、取引先金融機関などで預金小切手（保証小切手・自己宛小切手）を振り出ししていただき、お手続きされるようにご協力ください。
- 提出物は、いずれも各期日最終日の午後4時までに必着となります。それ以降の到着書類は受理できませんのでご理解ください。
- 入札参加申込書類の提出を郵送とされる場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）を必ずご利用ください。また、入札保証金の納付書をお届けする必要があるため、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒の宛先に申込者の住所・氏名を記入のうえ、返信に必要な郵便切手を貼付けしてください（返信内容物は50グラム以内です）。

知立市有財産売払い一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、知立市（以下「市」という。）の市有財産（山屋敷町東山11番22。以下「対象地」という。）の売払いにあたり実施される一般競争入札（以下「入札」という。）の内容について定めることを目的とする。

(入札参加資格)

第2条 次の各号に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 第3条第1項に規定する書類を期限内に提出しなかった者
- (2) 入札に関する事務に従事する市の職員
- (3) 入札に係る契約締結能力を有しない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (6) 暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら暴力的不法行為、資金の供給、又は便宜の供与を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
- (7) 暴力団員又は暴力団関係者が役員である法人その他の団体
- (8) 暴力団員又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体
- (9) 次のアからカのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者

ア 市との契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、落札者の契約締結又は契約の履行を妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札参加申込)

第3条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を持参又は郵送にて市に提出しなければならない。

- (1) 入札参加申込書（様式第1）
- (2) 誓約書（様式第2）
- (3) 入札保証金申出書（様式第3）

(4) 入札参加者が法人その他の団体である場合にあっては、事業及び活動の概要が分かるもの

(5) 入札参加者が法人その他の団体である場合にあっては、役員等一覧表(様式第4)

(6) 郵送により提出する場合にあっては、郵便切手を貼付した返信用封筒

(7) 代理人を通じて提出する場合にあっては、委任状(様式第5)

2 郵送により提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスにより期限までに到達したもののみを有効とする。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、市の発行する納入通知書により、120万円以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 入札保証金は、入札保証金還付請求書(様式第6)に基づき、入札終了後速やかにこれを入札参加者の指定する口座へ還付するものとする。

3 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結後に還付を行うものとする。ただし、落札者が、第10条第1項の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当したときは、その差額を還付するものとする。

4 入札保証金には利息をつけないものとする。

(質問)

第5条 入札参加者は、市の定めた期間及び方法に従い、入札に関して質問をすることができる。

(入札)

第6条 入札参加者は、入札にあたり、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 入札書(様式第7)

(2) 入札保証金納付書の領収書の写し

(3) 代理人を通じて提出する場合にあっては、委任状(様式第5)

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者による入札

(2) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(3) 連合等の不正行為があった入札

(4) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(5) 入札書に記名及び押印のない入札

(6) 入札書の誤字又は脱字により意思表示が明確でない入札

(7) 納付した入札保証金の額が120万円に満たない入札

(8) 最低売却価格を下回る入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、市があらかじめ指定する場所及び日時において、入札の事務に関わらない職員で市が指定した者(以下「開札立会人」という。)を立ち会わせて行う。

2 落札者は、入札書に記載された金額が市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。

- 3 落札者となるべき入札参加者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、開札立会人がくじを引くものとする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度入札を行うことができる。ただし、再度入札は2回を限度とする。

- 2 前項の規定により再度入札をする場合には、初度入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して5日以内（ただし、閉庁日は除く。）に、土地売買契約書（様式第8）により契約を締結するものとする。

- 2 前項の様式は、市と落札者の協議により、必要に応じてその内容を変更することができる。

- 3 契約書には実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付しなければならない。

- 4 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属するものとする。この場合において、市は落札者がいないものとみなし、入札を終了させなければならない。落札者が契約の締結を辞退した場合も同様とする。

(契約保証金)

第10条 落札者は、売買契約を締結すると同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。この場合において、落札者は、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

- 2 契約保証金には利息をつけないものとする。

(売買代金の納付)

第11条 売買代金は、契約締結の日から40日以内に納付しなければならない。

- 2 落札者が納付した契約保証金は、その全部を売買代金に充当するものとする。

- 3 落札者が期限までに売買代金を納付しないときは、契約を解除したものとみなす。この場合において、落札者が納付した契約保証金（入札保証金を契約保証金に充当した場合にあっては、当該入札保証金を含む。）は、市に帰属するものとする。

- 4 落札者が自らの義務を履行しないことにより市に損害を加えたときは、落札者はその損害を賠償する責任を負う。

(所有権の移転等)

第12条 対象地の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとする。

- 2 対象地の明渡しは、所有権移転の後、現況有姿により行うものとする。

- 3 所有権移転登記は、落札者の責任において行うものとする。

- 4 売買契約書に貼り付ける収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(現況の優先)

第13条 落札者は、対象地の実態が本要領に記載した事項に符合しない場合であっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできない。

(契約不適合)

第14条 落札者は、契約締結後に、対象地について種類、品質、数量その他契約の内容に適合しない状態があっても、当該契約不適合を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除その他一切の請求を行うことができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、対象地の引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第15条 市は、入札において取得した個人情報を適正に管理するものとし、その他の目的で使用してはならない。

(入札の辞退)

第16条 入札参加者は、入札書を提出する前に限り、入札辞退申出書（様式第9）を持参又は郵送にて市に提出することにより、入札を辞退することができる。

(入札の中止)

第17条 市は、入札書の受付を開始する前にあっては、市の都合により入札を中止又は延期することができる。

(その他)

第18条 すべての入札参加者は、本要領を理解のうえ入札に参加しているものとみなす。

(様式第1)

入札参加申込書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

下記市有財産の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、実施要領等を承知のうえ
申し込みます。

申込者
(代表者)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

電話番号 () -

共同入札者
(共同入札の場合)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

電話番号 () -

記

物件所在地	入札書提出日時
知立市山屋敷町東山11番22 (宅地 161.18㎡)	令和8年11月4日(水)から5日(木)まで (市役所開庁時間内に持参)

※ 押印は不要です。

※ 共同で申し込む場合は、代表して入札手続を行う者を申込者(代表者)の欄に、その他
の者を共同入札者の欄にそれぞれ記入してください。共同で申し込む者が3人以上の場
合の記載方法については、別途ご相談ください。

※ 入札保証金は、入札参加申込の受付後に、市が発行する納付書にて納付してください。

<添付書類>

- 誓約書(様式第2)
- 入札保証金申出書(様式第3)
- 会社の概要が分かるパンフレット等 <法人の場合のみ>
- 役員等一覧表(様式第4) <法人の場合のみ>
- 返信用封筒 <郵送で提出する場合のみ。切手貼付のこと>
- 委任状(様式第5) <代理人が提出する場合のみ>

(様式第2)

誓 約 書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

印

令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札の参加にあたり、次のとおり誓約します。

1. 私は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (3) 暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら暴力的不法行為、資金の供給、又は便宜の供与を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
 - (4) 暴力団員又は暴力団関係者が役員である法人その他の団体
 - (5) 暴力団員又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体
 - (6) 次のアからカのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者
 - ア 市との契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、落札者の契約締結又は契約の履行を妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 私の入札参加申込資格の確認のため、知立市が愛知県警察本部に暴力団照会を行うことについて承諾します。

(次ページ有)

3. 令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札実施要領（物件調書を含む。）その他市の指示事項に同意します。
4. 誓約した事項が事実と相違することが判明した場合に、当該事実に関して知立市が行う一切の措置について異議申立てを行いません。

○ 関係法令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
地方自治法（昭和22年法律第67号）

- ※ 住所・氏名は、参加申込書と一致するように記入してください。
- ※ 共同で申し込みする場合は、申込者の全員分を提出してください。

(様式第3)

入札保証金申出書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

申 込 者
(代表者)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

私が令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札に参加するために収める入札保証金は、
下記のとおりです。

記

	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
金								円

- ※ 押印は不要です。
- ※ 住所・氏名は、参加申込書と一致するように記入してください。
- ※ 入札保証金は、120万円以上としてください。万が一、納付した入札保証金の額が120万円に満たない場合は、入札が失格となります。
- ※ 入札保証金の納付書は、入札参加申込後に市が発行してお渡します。
- ※ 入札保証金は、令和8年10月30日（金）までに納付してください。
- ※ 二人以上が共同で入札する場合は、入札保証金の手続きは代表者が行ってください。

(様式第4)

役員等一覧表

法人所在地：

法人名：

役 職	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

- ※ 申込者が、法人その他の団体である場合のみご提出ください。
- ※ 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員全員をご記載ください。
- ※ ご記入いただいた情報は、入札参加資格の確認のため愛知県警察本部に暴力団照会を行う際にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

(様式第5)

委 任 状

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

委任者

住 所

氏 名

〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札における一切の権限を委任します。

記

代理人

住 所

氏 名

〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

印

※ 委任者の住所・氏名は、入札参加申込書と一致するように記入してください。

(様式第6)

入札保証金還付請求書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

請求者(代表者)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

私が令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札に参加するために納付した入札保証金について、下記のとおり還付を請求しますので、指定の口座に振り込んでください。

記

	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
還付請求額								円

【振込先金融機関】

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
種別	普通・当座・その他()	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※ 押印は不要です。

※ 住所・氏名は、入札参加申込書と一致するように記入してください。

(様式第 7)

入 札 書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

申 込 者
(代表者)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

印

共同入札者
(共同入札の場合)

住 所

氏 名
〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

印

令和 8 年度知立市有財産売払い一般競争入札にあたり、下記の金額をもって入札します。

記

入札金額 (税抜)		千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
	金									

- ※ 必ず押印が必要です。
- ※ 住所・氏名は、入札参加申込書と一致するように記入してください。
- ※ 金額の数字は、黒のペンを用いて算用数字で記入してください。
- ※ 金額の訂正がある入札書は無効となります。金額の記載を誤った場合は、訂正を行わず、入札書を再度作成してください。

(様式第8)

土 地 売 買 契 約 書

売渡人 知立市（以下「甲」という。）と落札者 ＊＊ ＊＊（以下「乙」という。）は、令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札実施要領に基づき、次の条項により土地売買契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、甲の所有に係る末尾に記載する土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り渡すものとする。なお、甲は、本件土地に質権、抵当権又は先取特権が設定され、又は存するときは、当該権利を消滅させるものとする。

(信義誠実の義務)

第2条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第3条 本件土地の売買代金は、金＊＊， ＊＊＊， ＊＊＊円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約保証金として金＊， ＊＊＊， ＊＊＊円を、この契約締結と同時に甲に支払うものとする。

2 前項の契約保証金は、その全額を前条の売買代金に充当するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 乙の責に帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、売買代金から前条第1項の契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により、契約締結の日から40日以内に甲に支払うものとする。

(所有権の移転及び登記)

第6条 本件土地の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに乙に移転するものとする。

2 本件土地の所有権移転登記は、乙の負担と責任において行うものとする。

3 甲は、乙が本件土地の所有権移転登記をするために必要な書類の交付その他必要な協力をするものとする。

(引渡し)

第7条 甲は、本件土地の所有権が移転したことをもって、現況有姿のまま、本件土地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該引渡しの事実を確認する書面を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 本件土地の所有権移転登記に要する費用
- (3) その他この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用
(契約不適合)

第9条 乙は、本件土地について種類、品質、数量その他契約の内容に適合しない状態があっても、当該契約不適合を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除その他一切の請求を行うことができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、本件土地の引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(用途制限)

第10条 乙は、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所としての用に供してはならない。

2 乙は、本件土地が前項に規定する用に供されることを知りながら、本件土地を第三者に譲渡し又は賃貸してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により解除権を行使したときは、乙が既に支払った売買代金から契約保証金を除いた金額を乙に返還するものとする。この場合において、乙が支出した必要費及び有益費その他一切の費用、並びに売買代金その他の金銭に係る利息及び遅延損害金については、支払いを行わない。

(原状回復)

第12条 乙は、前条第1項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 本件土地に設定された抵当権その他本件土地の完全な所有権行使を妨げるおそれのある権利を消滅させ、その登記を抹消させること。
- (2) 甲への所有権移転登記に必要な登記承諾書その他の書類を甲に提出すること。
- (3) 本件土地に存する建物及びその他の工作物を撤去し、本件土地を第7条第1項の引渡しが行われたときの原状に復して甲に返還すること。ただし、甲が認めた場合であって、当該建物又はその他の工作物の所有権が甲に帰属する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により生じた一切の費用及び損害は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄の裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の訴訟については、名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長 石川 智子

乙 * * * * *

* * * *

土地の所在	公簿地積 (㎡)
知立市山屋敷町東山11番22	161.18
合計1筆	

(様式第9)

入 札 辞 退 申 出 書

令和 8 年 月 日

知立市長 石川 智子 様

申 込 者
(代表者)

住 所

氏 名

〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

共同入札者
(共同入札の場合)

住 所

氏 名

〔 法人の場合は
名称及び代表者氏名 〕

過日、入札参加申込をした令和8年度知立市有財産売払い一般競争入札につきまして、下記の理由により辞退します。

理 由

[]

※ 押印は不要です。

※ 住所・氏名は、入札参加申込書と一致するように記入してください。



問合わせ先・送付先

〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市役所 企画部 財務課

電話：0566-95-0187（直通）

メール：zaimu@city.chiryu.lg.jp